

沖縄県開発審査会提案基準第 2 号

附記

この基準は、昭和 54 年 7 月 31 日をもって廃止する。

沖縄県開発審査会提案基準第 3 号

既存建築物の建替の取扱いについて

附記

この基準は、令和 5 年 11 月 1 日をもって廃止する。

沖縄県開発審査会提案基準第 4 号（令和 3 年 3 月 15 日改正）

地区集会所の建築の取扱いについて

いわゆる「区」と称する一定地域の住民団体等が、公民館又はこれに類する建築物を建築する目的で行う開発行為又は建築行為が、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- 1 地区集会所、集落青年館、公民館（社会教育法によるものを除く。）等公益的な施設である建築物であること。
- 2 町内会、自治会等の自治組織において運営され、適正な管理が行われるものであること。

沖縄県開発審査会提案基準第 5 号（令和 3 年 3 月 15 日改正）

開発審査会事前審査承認を受けた土地に建築できる期間経過後の取扱いについて

開発審査会事前審査承認を受けた土地について、昭和 57 年 8 月 1 日以降建築行為を行うもので、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。